

(別紙5)

実習指導者の選定基準

次により実習指導者を選定し、実習を適切に実施するものとする。

なお、実習指導者は、各施設の職員で、1実習施設に1名を選任し、受講者の管理や実習指導の責任を負うものである。

1 実習指導者の要件

- (1) 介護福祉士、旧居宅介護従業者養成研修（1級課程又は2級課程）若しくは居宅介護職員初任者研修課程を修了した居宅介護従業者又は旧北海道訪問介護員養成研修（介護職員基礎研修又は1級課程、2級課程）若しくは北海道介護職員初任者研修課程を修了した訪問介護員で、かつ、3年以上介護の業務に従事している者・・・A
- (2) 看護師等で、かつ、3年以上看護の業務に従事している者・・・B
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士で、かつ、3年以上相談援助の業務に従事している者・・・C

2 各教科の実習指導者

課 程	教 科 名	該 当 要 件
居宅介護職員 初任者研修課程	介護職の仕事内容や働く現場の理解	A又はB
	生活支援技術の講義・演習	A又はB
	生活支援技術演習	A又はB
	就業への備えと研修修了後における継続的な研修	A又はB
障害者居宅介護 従業者基礎 研修課程	指定生活介護等を行う事業所等サービス提供現場見学（居宅介護同行訪問見学）	A又はB
	指定生活介護等を行う事業所等サービス提供現場見学（指定生活介護見学）	A又はB
重度訪問介護 養成研修基礎 課程	基本介護技術	A
	重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	A又はB
	外出介護技術	A
重度訪問介護 養成研修追加 課程	介護実習	A
重度訪問介護 養成研修統合 課程	基本介護技術	A
	重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	A又はB
	外出介護技術	A
	介護実習	A